

森林の 土地の所有者 届出制度

森林の土地の所有者届出制度が4月からスタートしました。

本誌2月号でもお知らせしましたが、平成23年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務づけられました。

届出について、次の点にご注意下さい。

届出が必要な場合

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などあらゆる原因により森林の土地を新たに取得した場合に、面積に関わらず、届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に提出して下さい。「土地の所有者となった日」は、売買等の場合は土地の引き渡しがあった日、相続の場合は相続開始日(被相続人の死亡日)となります。相続については、次ページを参照してください。

なお、登記との関係については、登記はあくまで第三者への対抗要件として行うものであり、登記そのものにより所有権が移転するものではありません。したがって、登記をしたときに、その後90日以内に届出を行うということではありません。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)、土地売買契約書、相続分割協議書、登記済証(権利書)の写しなど、届出者がその土地の所有権を有することが証明できるものと、土地の位置を示す図面が必要です。届出様式は次ページのとおります。

詳しくは、林野庁ホームページにも掲載しています。制度に関する通知や届出様式のダウンロードが可能です。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/index.html>)

担当：林野庁計画課

(03-6744-2300)

相続に関する森林の土地所有者届出の留意点

相続の際、相続の開始(被相続人の死亡)のときから、相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。

このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。

【ケース1】

被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整わない場合

まず、被相続人の死亡日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。

また、その後分割協議が整ったときには、その森林の土地の所有者となった方は、その日から90日以内にその旨の届出を行うこととなります。

【ケース2】

被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整った場合

所有権の移転が2回(被相続人の死亡、分割協議)あることとなりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から90日以内に届出を出せば、その届出だけで十分です。

※ なお、本制度は24年4月1日から施行されましたので、24年3月31日までの被相続人の死亡による相続については、相続の開始時点の所有権の移転(法定相続人の共有物)に関わる届出は不要です。しかし、24年4月1日以降に分割協議が整い所有者が特定された場合には、その分割協議が整った日から90日以内に土地の所有者が届出を行う必要があります。

森林の土地所有者届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	所有者となつた年月日				所有権の移転の原因		
	年	月	日				
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
計							
備考							

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面